

平成 25 年度 第 1 回 川崎市教育改革推進協議会 学校教育専門部会

議 事 要 旨

1 開催日時

平成 25 年 7 月 16 日(火) 18:00～

2 開催場所

教育委員会 会議室

3 出席者(委員 6 名)

(委員)

高木部会長、門倉委員、高木(正)委員、渡邊委員、佐藤委員、小原委員

(欠席)

松本委員

(事務局)

教育改革推進担当部長、学校教育部長、総合教育センター所長、指導課長

健康教育課長、教育改革推進担当課長、幸区教育担当課長、企画課長

企画課企画担当係長

4 次第

1 開会

2 部会長挨拶

3 協議

議題：今後、10 年間を見据えた課題の整理について

4 その他

## 5 議事要旨

### 3 今後、10年間を見据えた課題の整理について・・・資料6

事務局より資料に基づき説明が行われた。

委員 課題の議論に入る前に伺いたい。この部会は学校の内部のことだけについて話すのか。それとも、社会教育との連携等も含めて考えるのか。

事務局 基本的に、学校教育専門部会では、学校の視点に立って学校がやることを中心に議論していただきたいと考えている。しかしながら、社会教育専門部会や教育行政専門部会との線引きが難しい部分もあるので、そこについては学校教育から少しはみ出たような形で話していただくこともあると思う。

#### [大分類1-(1)、(2)について]

委員 1-(1)-①について、「学習指導要領の着実な実施」とあるが、ここに書かれている内容は、学校教育法30条の2項の部分であり、しかも、欠けているものがたくさんある。また、「確かな学力」というのは生きる力の問題でもあるので、学力の問題としてだけ出すことは不適切ではないか。また、「言語活動、理数教育等」というのは、指導要領の重要事項の1番と2番だけが取り上げられており、これでは、学習指導要領の着実な実施には全くつながらない。以上のようなことを含め、中身は全体的に再考しないとまずいと思う。また、キーワードの中に「基礎基本の定着」とあるが、基礎基本とはここではどのように定義されているのか。

事務局 次に、③について、「学びの意義」の「学び」という言葉は、日本の教育の流れの中できちんと押さえられている言葉なのか。厚生省では学びを学力観の意味で使っているが、ここもそういう意味なのか。また、課題の欄の「学ぶことの意義」というのも、何を言いたいのか全く分からない。

委員 小分類の学習指導要領の着実な実施に関わる課題については、中身をきちんと再構成したい。

事務局 これでは、課題のレベルに関係なく言葉を並べているだけで、内容が見えてこない。もし学校教育法30条2項をここで取り上げるのであれば、その中でやろうとしている「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むこと」、「学習意欲」の3つを全て入れるべきである。さらには、その大本の理念である、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体という3つの「生きる力」も挙げるべきであるし、今回の指導要領に基礎的な考え方である、各教科等における言語活動の充実、科学技術の土台となる理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、小学校段階における外国語活動も挙げるべきである。その中の一部だけ取り上げてきたのでは学習指導要領の着実な実施にはならない。

委員 頂いたご意見をきちんと受け止め、着実な実施のために何が要素として含まれるのかをきちんと網羅した上で、もう一回整理し直したいと思う。

事務局 私も、ここは学校教育法の30条の2項だと思って読んでいた。その中で1つだけ、「理数教育の充実」という、学校教育法の中にはないものが

- ここに入っているが、これはなぜか。
- 事務局 まず、この課題の挙げ方として、専門部会の下位組織であるワーキングにおいて、各自が課題と思っていることを付箋形式で挙げていき、それを今回、第2期の教育振興基本計画の項目に振り分けて羅列している。したがって、現段階では、全てを網羅した形にはなっていない。
- 委員 理数教育を挙げているのは、平成30年に建設予定の新校の特色として、IT関連の企業が多いという川崎の地の利を生かして理数教育に力を入れたいということで、ここに入れている。
- 委員 そうであれば、「学習指導要領の着実な実施」という小分類と新校計画とは分けて整理したほうが分かりやすいと思う。
- 委員 小分類に「新学習指導要領の着実な実施」とあるが、「新」は不要である。また、「学習指導要領の内容の定着」であれば、今の中身でも話は分かるが、「着実な実施」とするならば、学教法の30条の2項を取り上げる必要は全くない。もう一度、学習指導要領をきちんと読まれたほうがいい。
- 事務局 さらに勉強したいと思う。1ページ目について他にご意見はないか。
- 委員 「基礎基本」についてはいかがか。
- 事務局 ここについては言葉が足らなかった。指導要領に書かれている、基礎・基本的な知識・技能の習得という意味である。
- 委員 基礎基本ではなく、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」である。中教審や文科省では一字一句を非常に大事にして使っている。それをばらしてしまうと、話がみんな違ってしまう。学習指導要領でも解説をしているので、そういうところをきちんと押さえて書いていただきたい。
- 事務局 基礎基本についても、もう一回きちんと捉え直したいと思う。
- 委員 1-(1)-⑤の「高校教育の改善・充実」について、一般的なことしか書かれておらず、川崎市としての高校改革の全体像が見えてこない。川崎高校の中高一貫とか、商業高校の再編、特別支援関係の高校の位置付けなど、川崎独自の課題というのがあると思うが、そのあたりについてはどう考えておられるのか。
- 事務局 第2期の教育推進計画の策定に向けては、市立川崎高校を含め、今後の高校についての考え方を課題として取り上げる必要があると考えている。中高一貫校、定時制関係の再編等も踏まえて、商業高校、総合科学高校等も含めた高校全般の課題についてももう少し細かく洗い出し、精査したい。特別支援学校については、次回の特別支援学校のくくりの中で取り上げたいと思っている。
- 事務局 ここにはかなり大まかな事項のみを記載している。今、言われたような具体的な部分は、今後、整理していきたいと考えている。
- 委員 1-(2)の④「共生共育」、⑤「人権尊重教育」について、川崎には外国人基本方針などの指針もあるが、その辺との関係はどうなるのか。
- 事務局 人権尊重教育については、子どもの権利条例を含め川崎がこれまで培ってきた様々な取り組みを基本にしながら、子ども憲章と並行して進めていきたい。また、人権尊重教育は基盤となるものなので、子どもだけでなく、若手の教員に対しても着実に醸成していきたいと考えている。
- 委員 1-(2)-⑤の「人権尊重教育」について、今の段階で既にクラスに3、4人の外国人の子どもがいる。外国人との関わりについては、今後の大きな課題として考える必要があると思う。

- 事務局 外国につながる子どもたちのことも、ぜひこのプランの中で考えていきたいと思っている。
- 委員 1-(2)-②に、「地域の特色等を生かした」とあるが、ここで言う「地域」とはどのくらいの範囲で考えているのか。
- 事務局 地域についてはいろいろな考え方があると思うが、まずは学校が立地する地域での体験活動を想定している。併せて、環境の違う地域に出向いての体験活動も考えている。その両方を含めて地域と考えている。
- 委員 1-(2)-①の「道徳教育の推進」について、学習指導要領では、全ての教育活動で道徳を行うとなっているのに、この文章は、特活で頑張っ取り組むというように読める。このあたりはどう考えておられるのか。
- 事務局 道徳の教育については、現状として、道徳の時間が担任に任された形になっていることと、特別活動の時間に関しての課題を感じていたので、特に取り上げて書いている。実際にやっていく際には、もちろん、各教科の全ての教育活動を通して取り組みたいと考えている。
- 事務局 課題整理の作りとして、特に重点的な課題と考えているものだけをピンポイントで書いているため、読み取りにくいところがあり申し訳ない。
- 委員 重点とする課題を挙げているということだが、小さい事例と大きい事例を盛り込み過ぎている。そこを整理して示さないと、間違っ読み取られる危険性があると思う。
- [大分類1-(3)、(4)、(5)について]**
- 委員 1-(3)-①に、体力が全国最低の水準とあるが、この体力測定の結果は正しいのか。
- 委員 これは文科省の発表した統計である。国が種目を定めて全国で実施し、統計を出している。
- 委員 それしかデータがないので仕方ないと思うが、以前、子どもたちに聞いた時には、体力測定はただ測定するだけなので、まじめにやっていないと言っていた。
- 委員 子どもたちは一生懸命やっていると思うが、ただ、暑い中でふらふらになった状態で測定をしているようなケースもある。
- 事務局 文科省の数値は、個人のレベル、地域の特性等、いろいろなことを含めた最終的な結果と解釈している。これを拠り所にするしかない。
- 事務局 体力測定の実習を行った上で測定し、良い数値にしているという都市もあると聞いている。
- 委員 それは全国学力学習状況調査でも同様のことが言える。これはあくまでも調査であって、ランク付けするためのものではないのに、趣旨を間違っている。
- 事務局 全国最低の水準というのが本当でなかったとしても、体力の向上は喫緊の課題である。
- 委員 生活習慣も課題だと思う。生活習慣は学力にも体力にも大きく影響する。
- 事務局 生活習慣は、ここの「健やかな体の育成」よりももっと大きなところに関わってくるが、基本的な生活習慣の確立についても課題としてどこかで整理する必要があるというご意見だと思う。
- 委員 この課題も、私が最初に言った、学校だけで考えるのか、社会とつなげ

て考えるのかという問題が出てくる。学校だけで体力の水準を上げようとすると、学校は既に体育や部活等でめいっぱいやっているため、時間を増やすとか、効率性を上げるとか、器具を使うということになると思うが、それでは運動の本来の楽しみ方、特質には触れられない。したがって、やはり生涯体育等とつなげて考えることが必要だと思う。

事務局  
委員

学校期だけではなく、一生涯を通じた体力を考えるべきということか。そうである。その中での義務教育における体育の役割という視点で考えていかないと、誤った体力向上になる。スポーツの楽しさにつながらなければ意味がない。

委員

今の子は、いろいろなスポーツをするのではなく、特定の種目だけをするため、例えば、サッカーをやっている子は野球が全くできないというケースが多く見られる。いろいろな筋肉を使っていないとか、投げ方を知らないために、先ほどのような体力測定の結果になっているということも考えられる。いろいろな運動や遊びをするということも重要だと思う。

委員

体育については、川崎は何十年も前から取り組みを行ってきており、全国でも進んでいるほうだと思う。それでも最低の水準ということは、「現状に見合った取り組み」では、先には進まないと思う。これからは、単に体力の向上を目指すとか、体力づくりという文言ではなく、生涯体育等にも結び付くようなキーワードに変えて、課題として取り組まなければならないのではないか。

#### [大分類2について]

委員

これを作るにあたって、中央教育審議会が昨年8月28日に出した「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策についての方針」は押さえているか。

事務局  
委員

当然確認していると思う。

今、いろいろな国で、教員スタンダードをつくる流れがあり、その中の提言でも責任感や探究力ということが言われている。単に育てるというだけでなく、ライフステージの中でどういう要素を育てていくかということも重要である。それがここには書き込まれておらず、ただ「やります」だけになっているので、この課題もやはり再検討の必要があると思う。

次に、2-(1)-③に、「学習指導要領実践事例集の執筆」とあるが、これは毎日の授業でやっているはずである。それなのに、なぜ今更事例集を書くのか。また、「企業派遣研修制度」について、これは20年前に始まった制度で、1人1,000万円掛けて派遣しているが、財政的にも人員的にも厳しい中で、今後も続けるつもりなのか。文科省も、グローバル化、情報化、特別支援モデルの新たな課題に対応できる知識・技能が教員に必要と言っている。それなのに20年前からの制度を今後も続けるのか。

事務局

先ほど言われたように、この中の文言はまだ整理されていない部分がある。企業派遣については、実質は、現在、積極的には行っておらず、今後見直す必要があると思っている。

ここに挙がっている課題については、もう一度整理が必要とあらためて感じている。

委員

学校には電話番をする先生すらいないのに、なぜ企業に派遣しなければならないのか。もう考え直すべき時期だと思う。

事務局  
委員 貴重なご意見を頂き感謝する。さらに精査していきたいと思う。

2-(2)-①に「管理職のリーダーシップ」とあるが、リーダーシップという漠然とした書き方では非常に分かりづらく、間違った捉え方をされる恐れがあると思うので、もう少し明確に記載していただきたい。

委員 「リーダーシップ」という言葉については、中教審の教育課程部会が平成22年3月24日に出した「児童生徒の学習評価の在り方について」という報告の中で、「校長のリーダーシップの下で」という文言で入っている。そして、その後に続いて「学校として組織的、計画的に教育課程を作成することに取り組むことである」という説明が書かれている。今、言われたように、単に「校長のリーダーシップ」と書いただけでは、校長のわがままが通せると誤解する人もいるかもしれないので、「リーダーシップ」という文言を変えるのではなく、内容をもう少し書き込む形で対応していただければと思う。

### 〔大分類3について〕

委員 3-(2)-②について、「子ども・保護者・地域の方々等の意見を取り入れ」とあるが、こういうことを書くと、地域や保護者から学校への要望や意見の吐露の場所になるのではないか。文科省の「学校評価ガイドライン」の中では、学校評価の実施の指標としては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の3つを言っている。まず、学校の職員が自己評価を行い、それに基づいて学校関係者評価を行うのである。それ以外の学校への意見を取り入れるとなると、勝手な意見や要望が出てきて、学校の運営が非常にやりにくくなると思う。

また、きちんとした学校のグランドデザインを立てて、学校の経営方針を地域にも見せていくということも、学校評価の中では必要だと思う。

3-(3)-②について、最近、学校で人手が足りないということで、大学生にボランティアを求められるケースが非常に多いが、大学生は大学の勉強が忙しく、そんな暇はないというのが実情なので、学生を安易に使わないでいただきたい。

事務局  
委員 ボランティアの範囲についても、きちんと考えていきたい。

3-(3)-②の「学校支援ボランティアの発掘・拠点・環境整備」について、これを学校独自で行うのは非常に厳しい。教職員は教科や担任を持っており、それに加えてボランティアのコーディネートまで行うというのは非常に重荷である。これを行うには、区のコーディネーターなど、専任の担当者を配置する必要があると思う。

ちなみに、図書館も、図書館ボランティアではなく、横浜のように専任の司書教諭を置いていただきたい。「読書のまち・かわさき」とうたっているのだから、それは最低限のことだと思う。

委員 3-(3)-②の「学校を支援するボランティアの発掘」について、現在、学校支援センターでは、例えば英語を教えたい等、様々な人材等をストックしているが、学校側のニーズがないというのが実情である。それでもさらに発掘していくのか。

委員 人材の発掘ではなく、必要なのはコーディネートの部分だと思う。学校側としては、授業の単独の一コマで支援が欲しいというケースはあるが、年間を通して必要というものはない。また、ボランティアといっても全く

経費が掛からないわけではないので、学校独自でボランティアの関係をやったのでは、学校による差も出てくると思う。そういう裏付けも含め、一括して管理するところをつくる必要があると思う。

委員

3-(2)-①に「地域で学校を支え、支援するために」とあるが、地域や保護者にどういう形を求めているのか。

委員

これは、今のコミュニティスクールの流れを言っているのだと思う。コミュニティスクールの形は地域によって違っており、例えば、先進的に取り組んでいた所で、それが高じて、学校理事会のようになって、教員の人事にも口出すようになってきているというケースもある。そこまでやられると困るので、学校の相談役のような形で考えるといいのではないかと。県では、学校運営地域本部という形で、PTAも含めて、学校に協力して参加するという形で実施しているが、川崎市ではどのように考えているのか。

事務局

川崎市も県と同じ考え方である。

委員

ある学校のコミュニティスクールに関わっていた人が、今は自分たちに人事権までであると言っているのを聞いたことがある。そこまで介入されないよう、ある程度の線引きが必要だと思う。

委員

最終的には、川崎市がどう考えるかだが、文科省が言っていることをきちんと押さえて、どこまでやるかという線引きをすればいいと思う。

委員

川崎には、地域教育会議というものが古くからあり、教職員、市民、行政が参加して、子どもを中心に置いて話し合いをしてきた。それをきちんと位置付けて、役割を明確にして活用するといいのではないかと。

委員

今度は、PTAの位置付けという問題も出てくる。その辺りをきちんと整理しておかないと、大変な事態になるのは明らかである。

委員

本市もコミュニティスクールということを考えるのであれば、PTAにどういう形で関わってほしいかを明確にしなければならないと思う。例えば、和田中ではPTAを解散して組み直している。

委員

あそこは地域的な問題が多くあるし、ほかにもいろいろな事情があった上での解散なので、解散という部分だけ取り上げるべきではないと思う。この問題は非常に難しいので、慎重に考えなければならない。

委員

今、実際に川崎の中で行われているコミュニティスクールの現状と課題をしっかりと把握して出した上で、それぞれの地域で、コミュニティスクールを存続していけるのか、存続は厳しいのか、存続するのであればその在り方等も含めて、もう少し洗い直しをしたほうがいいと思う。

事務局

学校教育推進会議、地域教育会議等はそれぞれが、学校・家庭・地域の3つが関わって成り立っている。学校教育の部分の課題についての意見をここでは頂いているが、地域教育会議については社会教育のほうを中心に議論することになると思う。このように他の専門部会とオーバーラップする部分もあるので、そこは総合的に考えていく必要があると考えている。

委員

3-(1)-②について、ここに、「多文化共生のまち」ということもうたってほしい。多文化共生も川崎市らしさの1つだと思う。

事務局

これらの「〇〇のまち」というのは、教育委員会独自のものでなく、市の施策として進めているものである。それに沿って、教育の部分で取り込めることを考えていく形になる。

委員

多文化共生については、例えば、民族文化講師ふれあい事業などは非常に学校のニーズも高く、しっかり根付いていると思う。

- 委員 県立高校でも、今後、外国籍の子が増えてくるという見通しがあり、小・中だけでは済まない問題となっている。そういう流れの中で、今言われたことはとても大事だと思う。
- 委員 多摩区などは結構大学との連携をしているが、川崎区ではあまりない。このように、区によって環境が違うことについてはどう考えられるか。
- 委員 大学が何をやっているかだと思う。うちの大学では、「がやっこ」といって、日曜日などに、大学生が保土ヶ谷区の子どもたちと遊ぶような活動をしているが、それは連携の取り組みというほどのものではない。区ごとにやっている取り組みというのはそれほどないのではないか。
- 委員 調布大学では、大学をオープンにして、子どもたちを呼んでお金の使い方を体験させるような取り組みをっていると聞いたことがある。そういう事例を含め、大学がある地域とない地域では環境が大きく違ってくる。この計画の中で大学まで扱えるのかどうかは分からないが、実際にそういう現状があることをどう考えるか。
- 委員 文科省も、大学のミッションとして、地域との連携を非常に強く言っている。
- 事務局 文科省が、大学と地域との連携を奨めるのは、どういう狙いがあるのか。
- 委員 教員養成に関して言えば、地元の教員は地元でという考えである。地方大学の場合は地域貢献になっている。
- 事務局 市部と地方で状況が違う部分もあると思う。

#### [大分類4について]

- 委員 小学校の校長会の安全・安心について協議する部会では、最近よく情報処理の活用についての話が挙がっている。LINE 等のインターネットのツールをきちんと処理できないと大きな危険性がある。これからの10年の子どもたちの安全を守る上では、ここの項目は大事だと思う。
- 委員 災害について、以前、大阪の池田小の事件があった時には学校を閉めろと言っていたのが、今では開かれた学校という考え方になってきている。また、自然災害についても、麻生区と川崎区では被害状況が全く違うと思われる。このように、防災といっても観点によって対応は違ってくるので、いろいろな危機的状況を想定して、学校として何にどこまでどう関与するかということを整理しなければいけないと思う。災害発生時には、まずは人道的に動くというのは当然だが、その次に求められる教職員の仕事は、学校としての役割を復旧させることである。それが円滑にできるよう、例えば、地震で川崎区の学校の機能がしなくなった場合に、その機能を他の区のどこかにもっていくというような連携があるのかとか、教職員がどこまで関与するのかなど、地域と行政と学校の役割の区分を明確にして、教職員全員に分かるように示しておく必要があると思う。

#### [全体を通して]

- 事務局 これまでの議論の中で、全体的な問題点として、まず、課題の整理の仕方について、階層の違うものが混在しているのでそれを整理すること。また、言葉の使い方について、安易に使われているところがあるのでもう少し言葉の精査をすること。そして、内容について、一般論ではなく具体的に書き込むというようなご意見を頂いた。そのほかに、全体を通してご意



見等はないか。

委員

先ほど言われたことと、及び1-(1)-②の「ICT」について、今後10年間を見据えたときに、間違いなくタブレット型端末が学校にかなり入ってくると思う。スマホの普及率も高い中で、今、高校だけではなく中学でも「LINE」の問題で本当に困っている。この問題は、1-(1)-②か、4-(1)、あるいは全体像の中できちんと扱っておかなければいけないと思う。この問題は家庭教育にも関わってくるし、これからの日本の教育の非常に大きな課題になってくるのは明らかである。川崎にはそういう関連の企業も多くあるので、そういうところと協働して良い形のICT教育ができればと思っている。

事務局

川崎市の教育委員会にもインターネット問題相談窓口があるが、そこに寄せられる相談の大半がLINE絡みのトラブルとなっている。保護者は、スマホは電話機能が主な機能だと思っており、それで自由にインターネットが見られるという意識がない。そのような状況なので、今、言われたことは、今後ますます顕在化してくるだろうと思っている。

委員

高校生も、今はもう辞書は使わず、授業中にスマホで調べるという時代になっており、その中でどうするかを考えていかなければならない。

委員

保護者のほうも学習会を実施しており、年間700人くらいが参加されている。そのほかに、総務省の安全・安心推進協議会に来てもらったの講習会等も行っているが、やはり限界を感じている。今は大学の授業や休講の連絡等も全部スマホでやりとりするような状況で、スマホはもう不可欠となってきているので、どのようにしてそれを上手に使える子に育てるかという方向に、川崎はかじをきっている。保護者の関心も高くなる一方なので、今年の研修にはLINEの項目も入れた。この問題については、基本的には保護者の責任だと思うが、教育の場でも大きな課題である。

事務局

何を、いつ、どこまで、どのような形で我々が対応していくのか、今後きちんと考えていかなければならないと思っている。

委員

ここに課題として挙がっているものは、根拠になったデータがあるのか。それがあれば、なぜこういう課題が挙がっているかが分かりやすいと思う。

事務局

数値化できるものとできないものがある。この課題を出した経過は、当初は各部署で担当しているところについて、現状の取り組みと課題についての聞き取りを行ったのだが、それをそのまま出すと、外部の委員には分かりにくいのではないかと考え、担当に関係なく、全体として感じたことを挙げる形に変更した。そのため、内容が薄くなってしまって、先ほどご指摘があったように、課題があまりにも一般的な感じになってしまったように思う。今回、いろいろなご意見を頂戴したので、今回は、現状の取り組みと課題について具体的に分かるように、数値化できるものは数値化して、お示ししたいと思う。

#### 4 その他

次回の日程について、調整の結果、10月9日（水）、18時開始と決定。

以上